

ジャパンデスクニュースレター(1-1/2)

KPMGポーランド
2025年11月

欧州森林破壊防止規則（EUDR）の改訂：導入時期は延期されず、簡素化と移行期間を導入



Anna Szczodra

パートナー、法務サービス
asyczodra@kpmg.pl



Aneta Bąk

弁護士、法務サービス
anetabak@kpmg.pl

本情報は、KPMGポーランドのリーガルアラートを要約したものです。詳細は以下のリンクより英文をご参照ください。

[EUDR: The European Commission abandons the postponement - KPMG Poland](#)

- EUDRは2026年1月から適用が開始され、大企業および中規模企業には移行期間が設けられる。
- 2026年6月30日までを移行期間とし、当該期間中は罰則は適用されない。
- 「下流事業者(Downstream Operator)」および「小規模・零細一次事業者(Micro and small primary operator)」が事業者の新たなカテゴリーとして導入される。
- 欧州当局が実施するEUDRの適用に関する影響評価は簡素化・統合され、2030年6月30日までに実施される包括的レビューが、その後は少なくとも5年毎の頻度で実施される。（事業者から見れば、当局の評価により制度が変更されるリスクが低減され、法令順守業務の安定性が高まることが想定される。）

| 企業規模→ | 大企業・中規模企業 | 小規模・零細 |
|-------------------------------|---|--|
| 導入時期→ ↓カテゴリー | 2025年12月30日 | 2026年12月30日 |
| 事業者(Operator) | <ul style="list-style-type: none"> デューデリジェンス報告書(DDS)の提出 | (小規模・零細一次事業者) 製品を市場に流通させる前、または輸出する前に、EUDR ITシステムで簡易申告(初回のみ)を提出 |
| 下流事業者 (Downstream Oerator) | <ul style="list-style-type: none"> EUDR ITシステムへの登録 DDSや簡易申告書の参照番号や識別番号の収集により製品の追跡可能性を確保 | <ul style="list-style-type: none"> DDSや簡易申告書の参照番号や識別番号の収集により製品の追跡可能性を確保 |
| トレーダー(Trader) | | |

*企業規模の定義：前会計年度において、以下の表の3つの基準のうち2つを満たすこと

| | 売上高 (EUR) | 総資産 (EUR) | 従業員数 |
|-----|-----------|-----------|--------|
| 大規模 | > 5000万 | > 2500万 | > 250名 |
| 中規模 | ≤ 5000万 | ≤ 2500万 | ≤ 250名 |
| 小規模 | ≤ 1000万 | ≤ 500万 | ≤ 50名 |
| 零細 | ≤ 90万 | ≤ 45万 | ≤ 10名 |



ジャパンデスクニュースレター(1-2/2)

KPMGポーランド
2025年11月

大企業・中規模企業への実務的な示唆：

- デューデリジェンス手続きに迅速に適応し、ITシステムをEUDRプラットフォームと統合すること
- 下記に関する責任者を任命すること
 - ✓ DDSの作成・提出、
 - ✓ サプライチェーンの検証
 - ✓ 取引先との連絡プロセスの構築

(例) EUDRにおいて、下記の事業体（製造会社）はどのカテゴリーに該当するか？



EUDR 物品を輸入し、EUDR 対象製品を生産し、EU 域内で販売あるいは輸出している製造業者



EUDR 物品を輸入して、非EUDR 製品を生産し、EU 域内で販売あるいは輸出している製造業者



EU 域内で EUDR 製品を購入し、EUDR 対象製品を生産し、EU 域内で販売あるいは輸出している製造業者



EU 域内で EUDR 物品を購入し、非EUDR 製品を生産し、EU 域内で販売あるいは輸出している製造業者

KPMGの支援内容

- 現行規制要件のレビュー及び明確化
- DDS作成に関連する手順書の作成・更新支援
- 新規制の対象となる製品・プロセスの特定支援

KPMGポーランド 日本企業部門の問い合わせ先

過去のウェビナーでもこのテーマを取り上げてあります
ので、以下のリンクもご参照ください。

[ポーランド拠点の監督者・管理者向けウェビナー](#)

KPMGポーランド 日本デスク ウェブページ:

[ポーランドにおける日本企業の慣行 - KPMGポーランド](#)



野村 雅士
ディレクター ジャパンデスク
電話: +48 604 496 342
E: mnomura1@kpmg.pl

